平成２３年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市青山西２丁目22―23　第二青山ハイツＢ３―302号室、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津845番地の８
破産者　木内　　暖
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９４号
広島市西区己斐本町１丁目25番11―308号
破産者　神　　來
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６０号
広島市東区福田７丁目28番21号
破産者　伏見　節子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６１号
広島市東区福田７丁目28番21号
破産者　伏見　廣美
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５２号
熊本県上益城郡山都町猿渡4412番地
破産者　渡邊　敏晴
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０７号
富山県高岡市昭和町１丁目１番14号　コタージュ壱番館205号
破産者　河野　寿夫
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５８号
熊本市御幸笛田２丁目13番10号
破産者　穴見　　睦
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４６号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内175番地12
破産者　高橋　　均
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２５号
北海道士別市西士別町5380番地３
破産者　菊地　幸子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
北海道旭川市神居１条12丁目２番２号
破産者　田原与志博
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５２号
岩手県奥州市水沢区姉体町字本宿39番地、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区泉町１番４号
破産者　佐藤　博彦
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７６号
埼玉県熊谷市御正新田1127番地11
破産者　松田　守生
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５３号
埼玉県深谷市岡部2567番地４
破産者　藤野　　実
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７６６号
神奈川県大和市林間２―18―14　ヴィラウィステリア305号、住民票上の住所神奈川県大和市つきみ野１丁目３番地２　メゾン石井Ｂ102
破産者　舘　　吉枝
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８号
神奈川県南足柄市広町560番地２　シュテイルＥ202、旧住所東京都港区南麻布２丁目13番12号
破産者　前田　喬生
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７号
新潟県胎内市二葉町10番15―２号
破産者　高山　清美
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７４号
静岡市駿河区聖一色396番地の２
破産者　山口　輝久
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１７号
滋賀県大津市伊香立北在地町463番地
破産者　川端　律雄
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―908号
破産者　人見　**邦**夫
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３号
奈良市中山町1676番地の１　レオパレス・カズ205号
破産者　市川　光弘
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所